

住宅地等で農薬を使用する方へ

住宅地等での農薬使用にご注意！

○最近、次のような苦情が発生しています。



農薬が飛んできて洗濯物にかかった。



散布の時は、農薬が近所に飛ばないように工夫しましょう。



農薬を散布するなら事前に知らせてほしい。



農薬を散布する前には周辺の方にお知らせしましょう。



住宅地等では、

☆なるべく農薬を使用しないようにしましょう。

やむを得ず、農薬を使用する時は、

☆事前に周辺の方に、次のことをお知らせしましょう。

お知らせする主な事項

- 農薬使用の目的、日時
- 使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先 など

お知らせ

以下の日程で農薬散布を行います。

目的
○防除のため。

日時
○月○日
○時～○時

使用薬剤名
○○水和剤
○○倍

連絡先
○○消毒
000-00-0000

看板の記載例

○チラシや看板を活用して、十分に時間的な余裕をもって、幅広くお知らせしましょう。

○特に、近所に化学物質に敏感な人がお住まいの場合には十分に配慮し、近所に学校など子供のいる場所がある場合には学校や子供の保護者にも周知しましょう。

☆農薬を使用する場合は、次の点に注意しましょう。

●農薬の飛散防止に努めましょう。

- ・無風又は風が弱いときに行う
- ・近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶ
- ・風向き、散布器具のノズルの向き等に配慮する
- ・飛散を抑制するノズルを使用する など

●できる限り、人の健康への悪影響が小さいと考えられる農薬や飛散が少ない形状の農薬を使いましょう。

●農薬取締法により登録された農薬を容器(袋)のラベルに記載されている方法で使いましょう。



特に公園や街路樹等、一般の方が立ち入る場所では・・・

●必要最小限の部位や区域での農薬散布にとどめましょう。

●農薬の散布中や散布直後に、人が入らないように注意しましょう。



散布区域をコーン等で区分け

☆さらに詳しく知りたい方は、こちらをご覧ください。

「住宅地等における農薬使用について」 (農林水産省、環境省通知)

この通知では、人畜及び周辺環境に悪影響を及ぼすことがないように住宅地等（※1）に隣接する土地・施設等での農薬使用に当たっての農薬使用者等（※2）の遵守事項が規定されています。

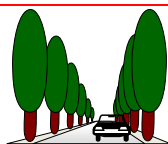


<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f6k/cnt/f6554/p27222.html>

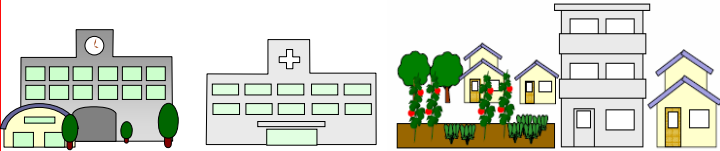
神奈川 農薬

検索

住宅地等とは（※1）



○学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹、住宅地とこれに近接する土地、森林等及び住宅地に近接した農地（市民農園や家庭菜園を含む）を指します。



農薬使用者等とは（※2）

○農薬使用委託者、農薬使用者等などの農薬散布に係わるすべての人を指します。



○体調不良等の相談があった場合の相談先
・最寄りの病院
・公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口
電話：029-852-9999



○農薬使用に係るトラブルの相談先
・横浜川崎地区農政事務所地域農政推進課
及び各地域県政総合センター地域農政推進課
・市町村の住民相談窓口 等

農薬に関する情報はこちら

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f6k/cnt/f6554/index.html>

(神奈川県ホームページ 農薬に関する情報)

神奈川 農薬

検索



病虫害の管理に関する情報はこちら

https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/hisan_risk/manual1_kanri.html

(環境省ホームページ 公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル)

環境省 農薬 マニュアル

検索



<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/>

(農林水産省ホームページ 農薬コーナー)

農薬

検索



※スマートフォンやタブレット端末でもご覧になれます。

本リーフレットに関する問合せ先
神奈川県環境農政局農水産部農業振興課
電話：045-210-1111(代)

(配布機関)

神奈川県農業技術センター病虫害防除部
電話：0463-58-0333(代)